

意見・質問に対する回答

資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答(案)
		章	節	項	目		
公募設置等指針(案)	2	第1	2			旧尾西プール管理棟を利用する場合、追加で整備可能面積 約6,620 m ² 。旧管理棟+約6,620 m ² ですか。	・ご認識のとおり、約6,620m ² は旧尾西プール管理棟を除く面積です。
	11	第2	1			「かわまちづくりエリア」を含む将来を見据えた提案も可、とあります。かわまちづくりエリアでの与件(建築制限・用途制限など)がございましたらご教示ください。	河川管理者との協議により、決定します。一般的には、洪水時の即時撤去、構造物の高さ制限(1m以下)などが求められる可能性があります。
	11	第2	1			堤防部分の横断面計画図があればご提供ください。	現時点の標準計画断面図を令和8年3月の公告時に公表予定です。
	12	第2	2	(1)		浄化槽設置が事業者負担となっています。施設を機能させるためのインフラ整備(電気・ガス・給排水)は市負担となりませんかでしょうか。	・浄化槽を機能させるためのインフラ整備(電気、給排水)は、下水道区域外で民間事業を行う場合は、民間負担であるため、認定計画提出者の負担が基本と考えています。 ・ただし、デザインビルド施設として公園利用者用のトイレと浄化槽は整備するため、民間収益施設からの排水を合併浄化槽へ接続が可能にすることを検討いたします。詳細は、令和8年3月の公告時に公表予定です。 ・合併浄化槽までの接続は、認定計画提出者の負担とします。
	12	第2	2	(1)		また、管理棟解体についても事業者負担となっていますが、市施設の解体となるため、市負担とするのが適当ではないでしょうか。	・旧管理棟を解体する場合の負担は、事業者の負担とします。
	13	第2	2	(5)		公募対象公園施設を新設する場合は、事業者が所有する施設のため、土地の使用料のみで建物の設置管理使用料3800円は発生しないのではないのでしょうか。	・公募対象公園施設を新設する場合は、設置管理許可使用料が発生します。 ・富田山公園(旧尾西プール跡地)における使用料は、令和7年12月の使用料改定により889円/m ² ・年となります。
	14	第2	2	(8)		公募対象公園施設として旧プール管理棟を利活用する場合は、事業終了後は改装した内装等を撤去して、屋根や躯体は残置しておくこととなりますか。	・ご認識のとおりです。
	16	第2	3	(4)		工事費内訳等の資料提出の仕様を提示いただきたい。	・関係機関と調整のうえ、提出資料の様式等を認定計画提出者へ別途、提示します。
	24	第4	3	(3)		事業者が企画するイベント、持ち込みイベントについて土地使用料は発生しますか。	・基本、使用料は発生します。 ・ただし、使用料の減免を検討します。
27	第4	4	(1)		公募対象公園施設以外に必要な光熱水道費は、指定管理料とは別途、実費精算(市負担)となりますか。	・指定管理料に含まれます。	
要求水準書(案)	1	第2	1			必須提案に飲食及び物販店舗を設置とあります。この場合、常設ではなく、催事的に一定期間その機能を設置することでもよいのでしょうか。	飲食・物販は常設を基本としますが、サービス施設を常設する場合は、飲食・物販施設について常設に限りません。また、店舗等は通年営業とし、日常的な賑わいを生み出す提案を求めます。
	1	第2	1			必須提案に無料休憩スペースがあります。機能の側面からすれば、特定公園施設に含めるのが適当ではないのでしょうか。公募対象公園施設とした意図をご教示ください。	・無料休憩スペースを公募対象公園施設とした意図は、屋内の涼しいところで、休憩できることで、収益施設の利便性の向上に繋がる効果があるためです。 ・デザインビルド公園施設等への変更を検討いたします。
	5	第2	2	(1)		多目的親水施設の参考とすべき事例、または具体的なイメージがあればご教示ください。	子どもが触って形状を変えたり楽しむことができる水柱のような噴水をイメージしております。 ・自由な発想により、多目的施設を提案して頂いて構いません。